

令和4年度介護ロボット等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額報告について（ご連絡）

1. 概要

- 消費税申告義務の有無にかかわらず、県補助金交付要綱に基づき、報告いただく必要があります。
- 消費税の申告等の状況により、県への返還金が生じる場合、生じない場合があります。
- 貴法人の状況については、「仕入控除税額フローチャート」により、返還の有無と報告に必要な書類を御確認ください。

【参考：仕入税額控除とは】

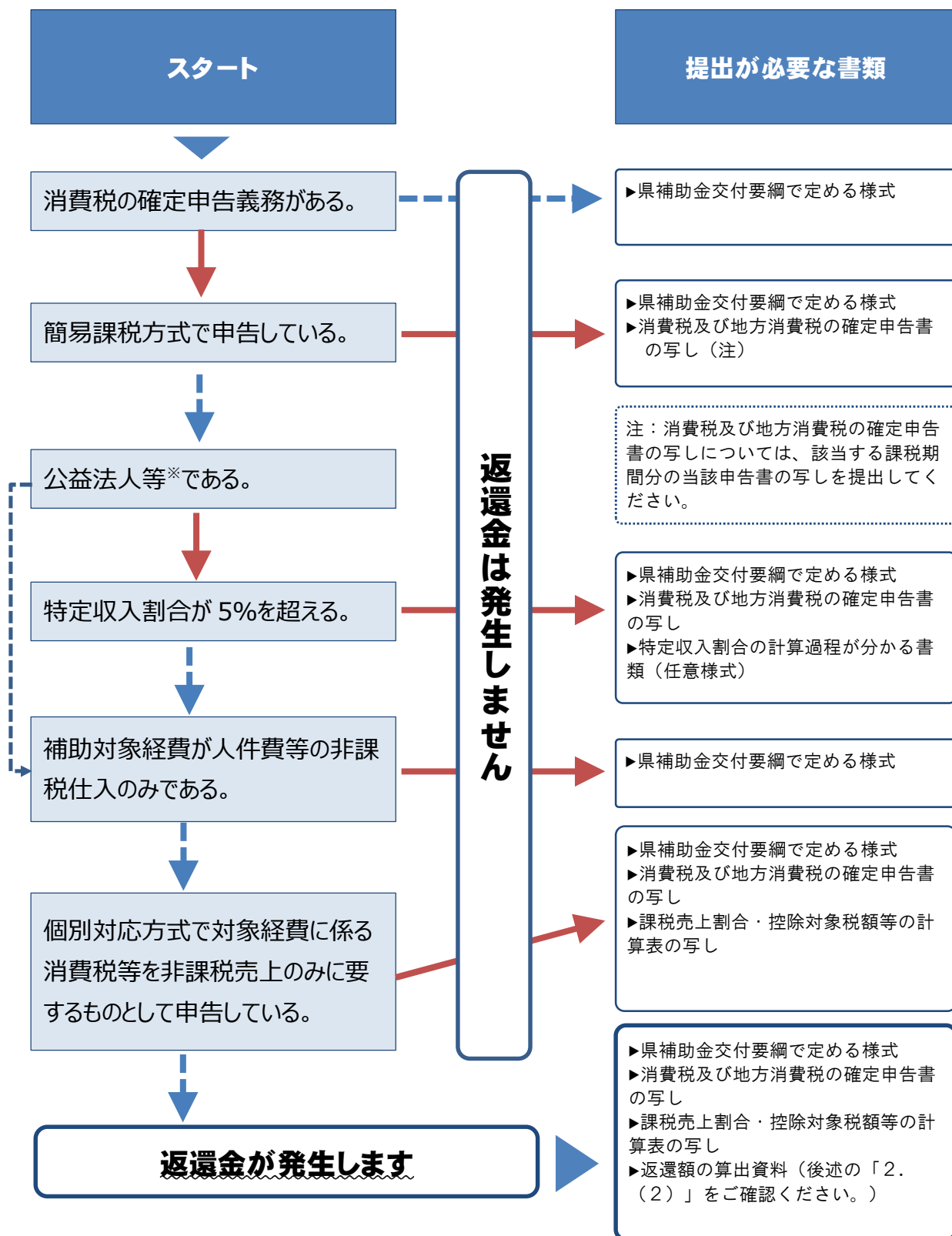
- 消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。
- 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。
- しかし、補助金として受け、補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を県に返還する必要があります。

なお、当該仕入控除税額の報告につきましては、介護ロボット等導入推進支援事業費補助金交付要綱において、交付の条件となっております。

【仕入控除税額フローチャート】

はい →

いいえ →



※公益法人とは？

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立行政法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。詳しくは、消費税法別表第3を確認してください。

2. 提出方法・期限と留意事項について

(1) 提出方法

- 紙媒体の報告書を郵送で提出してください。
- 添付書類は、(2)をご確認ください。

(2) 添付書類

区 分	返還	補助金交付要綱に基づく報告書 以外に提出が必要な書類
①消費税の申告義務がない	なし	(なし)
②簡易課税方式により申告している	なし	・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
③補助金収入などの資産の譲渡等の対価以外の収入(以下「特定収入」という)の割合が5%を超えている公益法人等である	なし	・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し ・特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式)
④補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみ	なし	(なし)
⑤補助対象経費の全てを、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。	なし	・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し ・課税売上割合・控除対象税額等の計算表の写し
⑥課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)	あり	・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
⑦課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合で個別対応方式により消費税の申告を行っている場合(④の場合を除く)	あり	・課税売上割合・控除対象税額等の計算表の写し ・返還額の算出資料
⑧課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合で一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	あり	<u>※任意様式で構いませんが、添付する「【参考様式】返還額算出シート」の活用も可能です。</u>

(3) 提出先

下記あて先に郵送してください。

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

秋田県健康福祉部長寿社会課・介護人材対策チーム あて

(4) 提出期限

令和5年10月13日(金)まで ※期限厳守

(5) 留意事項

- 基本的には交付申請や実績報告書の際と同じ事業所をとりまとめ、法人単位で報告してください。
- 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告してください。